

議 事 録

件 名	久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議
日 時	令和3年7月14日(水)～令和3年8月2日(月)【書面決議】
参 加 者	30人
次 第	<p>1 連絡事項 委員の交代について</p> <p>2 議 題 (1) 令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動及び決算について (2) 令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会の取組み(案)及び予算(案)について</p> <p>3 その他</p>
議 事	<p>1 連絡事項 参加者のうち前回の代表者会議から委員の交代があった団体があります。</p> <p>2 議 題 (1) 令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動及び決算について 書面決議の結果、全員からの承認をいただきました。</p> <p>(2) 令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会の取組み(案)及び予算(案)について 書面決議の結果、全員からの承認をいただきました。</p> <p>3 その他 令和4年度に代表者会議を実施する場合に、議題、情報共有すべき事項等ございましたら、事務局までご連絡ください。</p>

令和3年度第1回久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議

議題1 令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び決算について

議題2 令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画(案)及び予算(案)について

報告事項1 令和2年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

報告事項2 久留米児童相談所の概要について

報告事項3 久留米市要保護児童対策地域協議会要保護・要支援児童家庭等の在宅支援サービス検討プロジェクト会議

報告事項4 児童虐待事例検証報告書(平成30年12月発生1歳児死亡事例)

令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 一般会計

【収入】

費目	本年度決算額(円)	本年度予算額(円)	比較増減	明細
補助金	2,483,000	2,483,000	0	久留米市より補助金
雑収入	3	0	3	預金利息
合計	2,483,003	2,483,000	3	

【支出】

用途	本年度決算額(円)	本年度予算額(円)	比較増減	明細
人件費 共済費	1,824,173	1,804,000	20,173	非常勤職員賃金(所得税控除分等を含む。) 1,824,173円
報酬費	127,200	150,000	△ 22,800	代表者会議謝金(所得税控除分等を含む。) 127,200円
旅費	1,600	64,000	△ 62,400	会議参加者旅費等 1,600円
消耗品費	25,022	328,000	△ 302,978	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 25,022円
食料費	920	25,000	△ 24,080	会議お茶代等 920円
印刷製本費	17,600	85,000	△ 67,400	オレンジリボンキャンペーン啓発用ティッシュ等 17,600円
使用料	0	10,000	△ 10,000	
手数料 役務費	2,915	7,000	△ 4,085	振込手数料等 2,915円
予備費	0	10,000	△ 10,000	
合計	1,999,430	2,483,000	△ 483,570	

2 歳入歳出外現金

【収入】

用途	繰越額(円)	明細
繰越金	15,662	令和元年度に支払った給与等に係る源泉所得税等 15,662円
歳入歳出外現金	50,062	令和2年度に支払った給与等に係る源泉所得税等 50,062円
合計	65,724	

【支出】

用途	繰越額(円)	明細
人件費 共済費	45,614	税務署への源泉所得税の納付等 45,614円
報酬費	8,160	税務署への源泉所得税の納付等 8,160円
合計	53,774	

収入金額 2,483,003円 (うち利息分3円については繰越)
 支出金額 1,999,430円
 差引金額 483,570円 (久留米市に返還)
 (参考) 繰越金額 11,953円 ※1月から3月に支払った給与等に係る源泉所得税等。歳入歳出外現金の収支差額及び令和2年度預金利息。

久留米市要保護児童対策地域協議会
 会長 大久保 隆

監査の結果、適正であることを認めます。
 令和3年3月31日

監事 森本 英明

監事

令和2年度要保護児童対策地域協議会 活動実績

1. 会議

①代表者会議

本協議会の今年度予算をはじめ1年間の活動報告や前年度決算などの内容で書面開催
開催日：令和2年9月8日(火)～25日(金)

②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会(書面開催)

開催日：令和2年5月25日(月)～6月5日(金)
令和3年3月12日(金)～26日(金)

③庁内ネットワーク会議

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築することを目的として開催
開催日：令和3年3月9日(火)

④プロジェクト会議

児童虐待防止を目的とした要保護・要支援児童家庭等の在宅支援の現状と課題を把握し、より効果的な支援メニュー及び実現に向けた具体的手立てについて検討することを目的として開催

開催日：令和2年12月14日(月)
令和3年1月25日(月)
令和3年2月15日(月)

2. 進行管理・ケース対応

①実務者会議(毎月) 12回

乳幼児部会と児童生徒部会があり、虐待ケースの定期的な進行管理

②個別ケース検討会議 134回

ケースの状況の把握や問題点の確認

③要支援ケース進行管理会議 3回

ケースの状況の把握や終結に関するもの

3. 広報・啓発

①「面前DV防止」と「体罰をしない子育て」をテーマに啓発活動

実施日：11月19日(木)

参加団体：久留米警察署、うきは警察署、久留米児童相談所及び市

実施場所：久留米市役所1階ロビー

②児童虐待防止推進月間において、関係機関、関係部署の職員の「オレンジリボン」着用

③オレンジリボンの作製（新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、集合形式によらない家庭子ども相談課職員以外の市職員によるオレンジリボン作り）

実施日：令和2年10月20日（火）～30日（金）

参加職員数：（11日間延べ）117名

作成個数：約5,290個

④オレンジパープルツリーの設置

実施日

久留米シティプラザ 令和2年10月27日（火）～11月10日（火）

えーるピア久留米 令和2年11月10日（火）～12月4日（金）

⑤「体罰をしない子育て」パネル展示

えーるピア久留米、地域子育てセンター等においてパネルを展示

⑥中学校への出前サロン事業の実施

各校区の主任児童委員、民生委員、地域のボランティア等で構成される「すくすく子育て委員会」が、「子育てサロン事業」を中学校に持ち出して、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験授業を実施

具体的には、中学3年生を対象に、助産師による命の大切さを伝える講話と赤ちゃんふれあいなどの体験学習を行っている

※令和2年度の実施状況

良山中学校	12月22日（火）	講話のみ実施
-------	-----------	--------

⑦子ども理解を深めるための連続講座の開催

今年度は中止。代替措置として、「親と子のこころの対話研究会」が主催する「2020年度 子ども理解を深めるための連続講座の理解を深める連続講座 from KURUME」が実施された

実施日：令和3年3月1日（月）から3月31日（水）まで

実施方法：動画配信形式

講師：● ● ● ●
● ● ● ●
● ● ● ●

令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書

【収入】

科目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
補助金	3,180,000	2,483,000	久留米市より補助金
合計	3,180,000	2,483,000	

【支出】

科目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
人件費 共済費	1,830,000	1,804,000	非常勤職員賃金及び共済費 1,830,000円
報酬費	638,000	150,000	代表者会議謝金 150,000円 個別ケース検討会議等謝金 318,000円 児童虐待防止講演会講師謝金等 60,000円 児童虐待防止講演会一時保育謝金等 20,000円 子どもの権利等研修・面前DV研修謝金等 90,000円
旅費	80,000	64,000	児童虐待防止講演会講師旅費 80,000円
消耗品費	400,000	328,000	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 60,000円 オレンジリボンキャンペーン啓発物品 160,000円 セーフコミュニティ事業消耗品等 110,000円 その他事業用消耗品 70,000円
食料費	12,000	25,000	会議等お茶代 4,000円 児童虐待防止講演会お茶、弁当代 3,000円 セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 5,000円
印刷製本費	130,000	85,000	児童虐待防止啓発用チラシ 85,000円 児童虐待防止講演会チラシ 45,000円
使用料	73,000	10,000	会議等会場使用料 10,000円 研修会場使用料 63,000円
手数料	7,000	7,000	手数料 7,000円
予備費	10,000	10,000	予備費 10,000円
合計	3,180,000	2,483,000	

令和3年度久留米市要保護児童対策地域協議会活動計画(案)について

1 会議

(1)代表者会議(書面により実施予定)

内容：令和2年度活動報告、令和3年度活動計画 等

(2)プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。

2 進行管理・ケース対応

(1)実務者会議(月1回)

内容：協議会で関わっている虐待ケースについて、定期的な進行管理、新規ケースの協議

(2)個別ケース検討会議等(随時)

内容：相談を受けた個別の事例について現状の確認、今後の連携、支援方針の検討を行う。
あわせて、今後の連携に必要な関係機関との情報の共有や連絡調整を行う。

3 広報・啓発活動

(1)関係機関への啓発(随時)

虐待を早期発見しやすい機関(民生委員児童委員協議会・幼稚園・保育所・学校)等を対象とした研修の実施。今年度は、新規事業として面前DVに関する研修を予定している。

(2)地域への啓発

関係機関・団体と連携した研修の実施。今年度は、新規事業として子どもの権利などに関する研修を予定している。

(3)子育てサポーター養成講座の実施

関係機関・団体と連携し、子育てサポーター養成講座(CAS-K)を開催

(4)児童虐待防止推進月間の取り組み(11月)

- ・オレンジリボンの着用とオレンジリボンづくりを通じた児童虐待防止のPR
- ・民間団体等と連携した「オレンジリボン運動」の実施
- ・街頭キャンペーン等で啓発グッズとチラシを配布
- ・児童虐待防止ポスター及びチラシの関係機関への配布
- ・「広報くるめ」に児童虐待防止特集掲載

(5)「2021年度 子ども理解を深めるための連続講座 in KURUME」

一般市民、関係者向け講演会を予定(3連続講座2月開催予定)。

(6)セーフコミュニティの取り組み

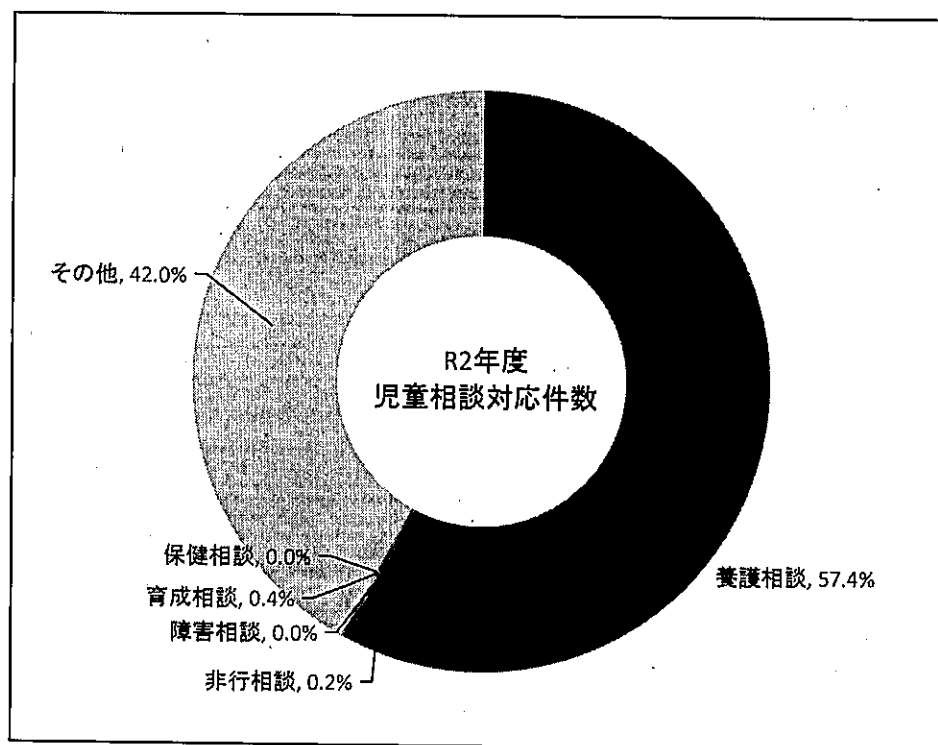
- ・乳児家庭への主任児童委員の同行訪問の拡大
- ・小中学校への出前サロン事業の拡大
- ・イベントや児童虐待防止に関する講演会等の実施

令和2年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

1. 児童相談全体の状況

(1) 児童相談対応件数

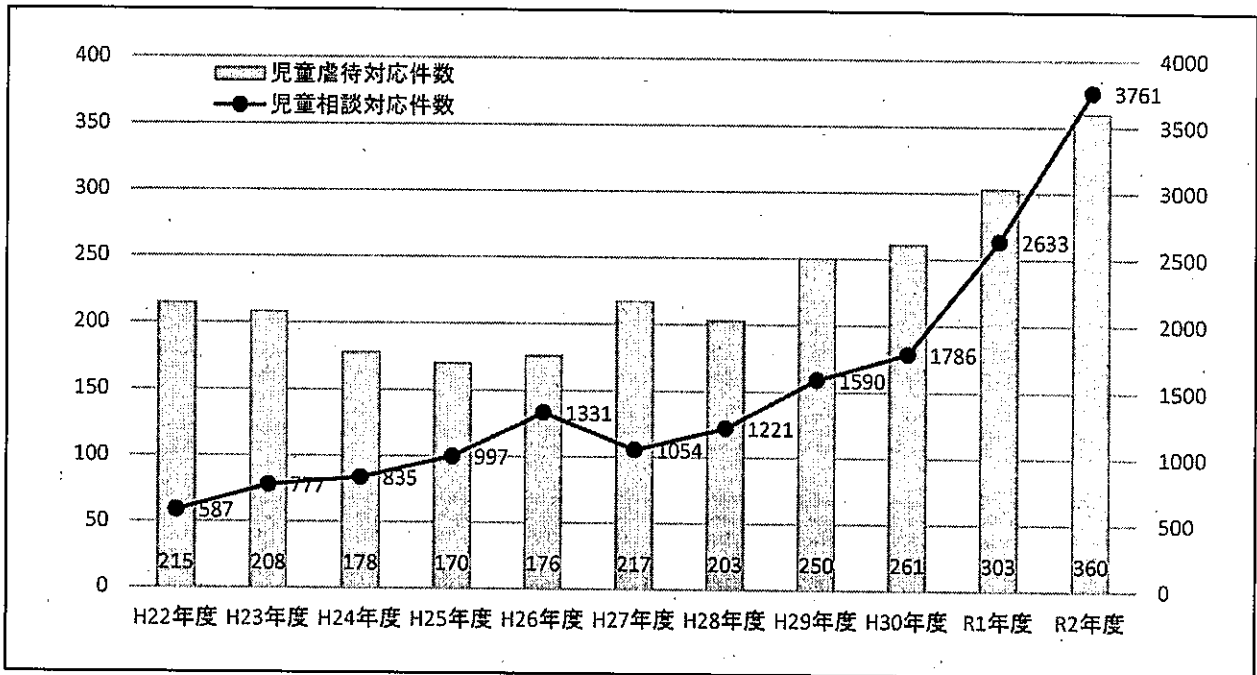
	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談	その他	総数
平成22年度 (2010年度)	484 82.5%	0 0.0%	11 1.9%	34 5.8%	0 0.0%	58 9.9%	587 100.0%
平成23年度 (2011年度)	647 83.3%	5 0.6%	3 0.4%	57 7.3%	6 0.8%	59 7.6%	777 100.0%
平成24年度 (2012年度)	752 90.1%	3 0.4%	8 1.0%	33 4.0%	1 0.1%	38 4.6%	835 100.0%
平成25年度 (2013年度)	888 89.1%	5 0.5%	13 1.3%	55 5.5%	0 0.0%	36 3.6%	997 100.0%
平成26年度 (2014年度)	1,125 84.5%	11 0.8%	19 1.4%	71 5.3%	5 0.4%	100 7.5%	1,331 100.0%
平成27年度 (2015年度)	930 88.2%	4 0.4%	8 0.8%	31 2.9%	5 0.5%	76 7.2%	1,054 100.0%
平成28年度 (2016年度)	980 80.3%	3 0.2%	7 0.6%	22 1.8%	1 0.1%	208 17.0%	1,221 100.0%
平成29年度 (2017年度)	1,097 69.0%	4 0.3%	8 0.5%	24 1.5%	0 0.0%	457 28.7%	1,590 100.0%
平成30年度 (2018年度)	1,290 72.2%	2 0.1%	8 0.4%	33 1.8%	1 0.1%	452 25.3%	1,786 100.0%
令和1年度 (2019年度)	1,734 65.9%	0 0.0%	17 0.6%	36 1.4%	0 0.0%	846 32.1%	2,633 100.0%
令和2年度 (2020年度)	2,157 57.4%	9 0.2%	0 0.0%	15 0.4%	0 0.0%	1,580 42.0%	3,761 100.0%



2. 児童相談等の状況

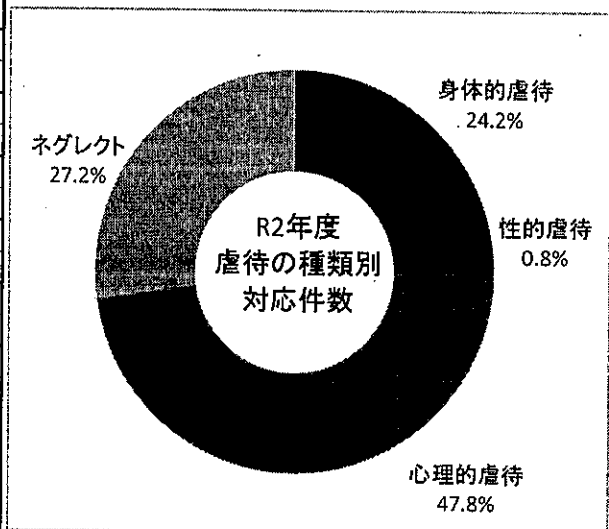
(1) 児童相談受付・虐待対応件数

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
児童虐待対応件数	215	208	178	170	176	217	203	250	261	303	360
うち新規	64	77	41	55	36	63	52	125	135	140	171



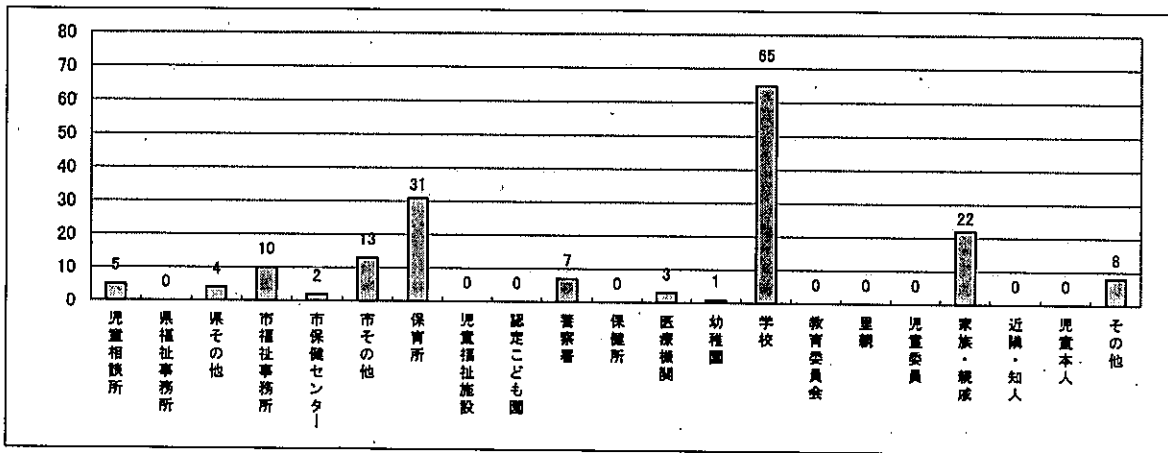
(2) 虐待の種類別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	総数
平成22年度 (2010年度)	86	1	41	87	215
平成23年度 (2011年度)	68	0	58	82	208
平成24年度 (2012年度)	47	0	64	67	178
平成25年度 (2013年度)	37	0	30	103	170
平成26年度 (2014年度)	28	1	40	107	176
平成27年度 (2015年度)	56	0	55	106	217
平成28年度 (2016年度)	23	0	70	110	203
平成29年度 (2017年度)	50	1	86	113	250
平成30年度 (2018年度)	54	1	115	91	261
令和1年度 (2019年度)	69	3	142	89	303
令和2年度 (2020年度)	87	3	172	98	360
	24.2%	0.8%	47.8%	27.2%	100.0%



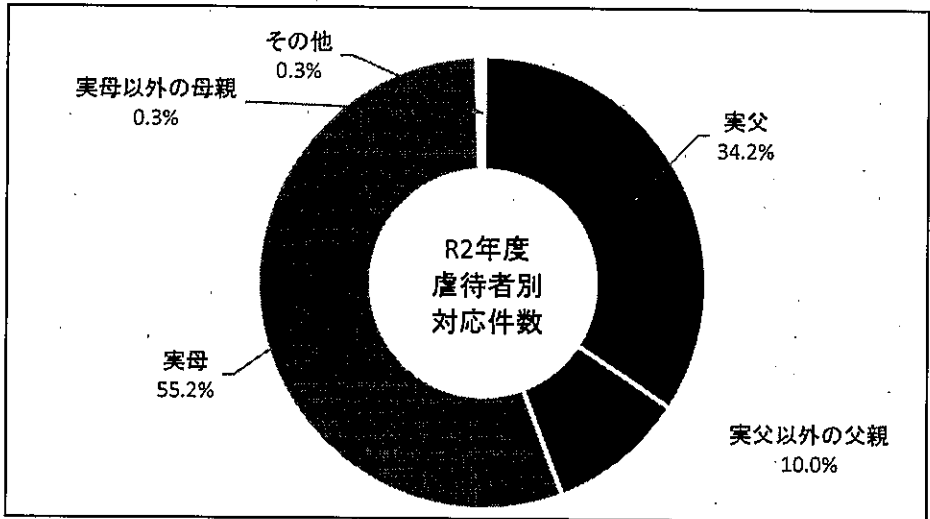
(3) 経路別虐待相談受付件数

	児童相談所	県福祉事務所	県その他	市福祉事務所	市保健センター	市その他	保育所	児童福祉施設	認定こども園	警察署	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
平成22年度 (2010年度)	1	0	2	3	0	2	8	0	—	0	3	0	2	14	2	1	11	6	5	0	4	64
平成23年度 (2011年度)	14	0	1	0	0	14	8	0	—	0	0	0	0	18	1	0	7	5	5	0	4	77
平成24年度 (2012年度)	0	0	2	0	0	8	6	0	—	0	1	2	0	17	0	0	0	4	0	0	1	41
平成25年度 (2013年度)	1	0	1	1	0	9	3	0	—	0	16	0	0	10	7	0	0	0	0	0	7	55
平成26年度 (2014年度)	3	0	0	2	1	1	10	0	—	0	11	1	0	6	0	0	1	0	0	0	0	36
平成27年度 (2015年度)	1	0	0	1	0	4	17	0	0	0	5	4	0	24	1	0	1	3	0	0	2	63
平成28年度 (2016年度)	6	0	0	0	0	0	16	0	0	2	3	0	0	18	6	0	0	0	1	0	0	52
平成29年度 (2017年度)	16	0	0	0	3	3	11	0	0	0	2	3	0	69	0	0	4	7	3	0	4	125
平成30年度 (2018年度)	0	0	2	4	2	5	23	0	0	4	1	2	2	66	3	0	3	18	0	0	0	135
令和1年度 (2019年度)	7	0	1	12	3	17	29	0	0	0	0	4	0	47	0	0	0	14	2	0	4	140
令和2年度 (2020年度)	5	0	4	10	2	13	31	0	0	7	0	3	1	65	0	0	0	22	0	0	8	171



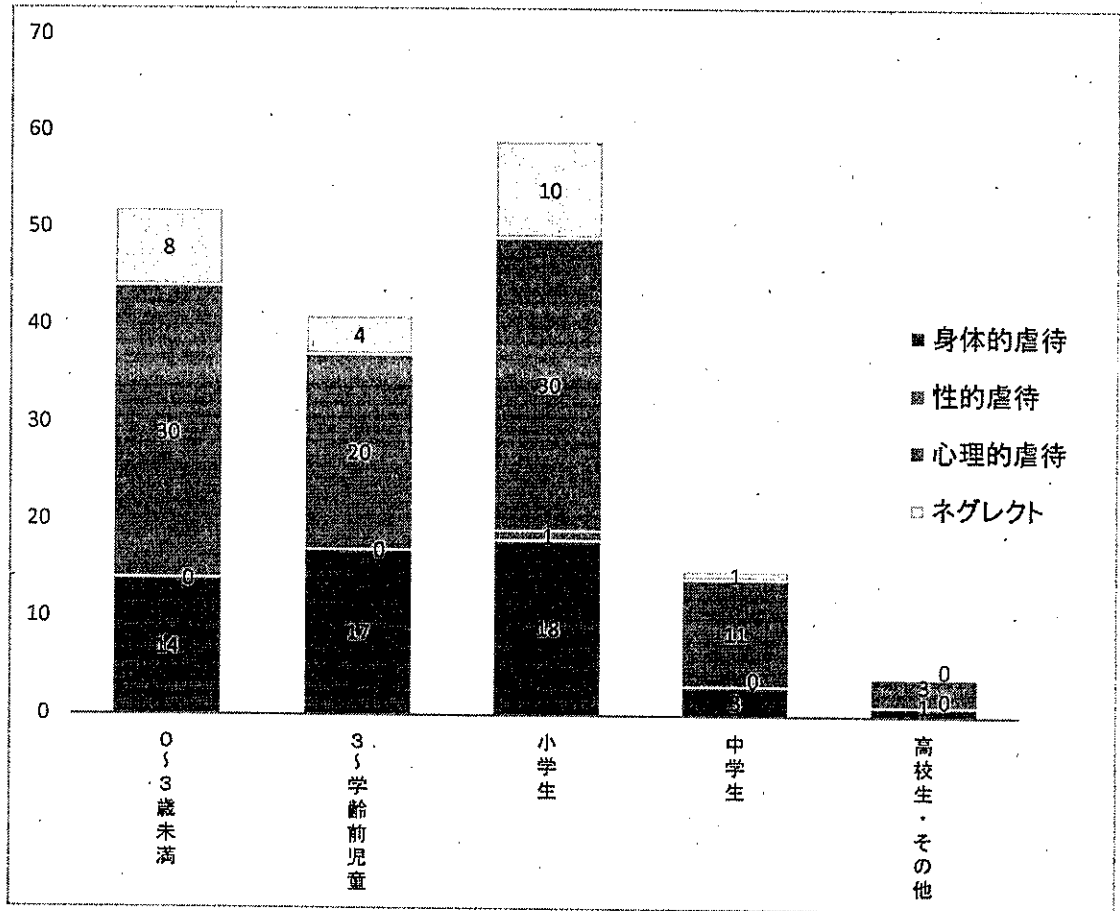
(4) 虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
平成22年度 (2010年度)	44	22	140	5	4	215
	20.5%	10.2%	65.1%	2.3%	1.9%	100.0%
平成23年度 (2011年度)	30	25	142	4	7	208
	14.4%	12.0%	68.3%	1.9%	3.4%	100.0%
平成24年度 (2012年度)	36	17	105	3	17	178
	20.2%	9.6%	59.0%	1.7%	9.6%	100.0%
平成25年度 (2013年度)	26	17	122	0	5	170
	15.3%	10.0%	71.8%	0.0%	2.9%	100.0%
平成26年度 (2014年度)	40	14	118	0	4	176
	22.7%	8.0%	67.0%	0.0%	2.3%	100.0%
平成27年度 (2015年度)	52	14	150	0	1	217
	24.0%	6.5%	69.1%	0.0%	0.5%	100.0%
平成28年度 (2016年度)	54	3	142	0	4	203
	26.6%	1.5%	70.0%	0.0%	2.0%	100.0%
平成29年度 (2017年度)	58	10	180	2	0	250
	23.2%	4.0%	72.0%	0.8%	0.0%	100.0%
平成30年度 (2018年度)	94	23	143	0	1	261
	36.0%	8.8%	54.8%	0.0%	0.4%	100.0%
令和1年度 (2019年度)	82	32	187	1	1	303
	27.1%	10.6%	61.7%	0.3%	0.3%	100.0%
令和2年度 (2020年度)	123	36	199	1	1	360
	34.2%	10.0%	55.2%	0.3%	0.3%	100.0%



(5) 令和2年度の虐待の種類別・年齢別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	14	0	30	8	52
3～学齢前児童	17	0	20	4	41
小学生	18	1	30	10	59
中学生	3	0	11	1	15
高校生・その他	1	0	3	0	4
計	53	1	94	23	171



久留米児童相談所の概要について

1 沿革

- 昭和 23 年 9 月 久留米市両替町 久留米図書館内に開設。
- 昭和 25 年 5 月 久留米市呉服町に新築移転。一時保護業務開始。
- 昭和 31 年 5 月 久留米市東町に新築移転。
- 平成 2 年 3 月 久留米市津福本町（現在地）に新築移転。
- 令和元年 10 月 久留米児童相談所内一時保護所 同住所に新築移転。

2 管轄区域の人口(令和2年9月1日現在)

市町村名	久留米市	八女市	筑後市	大川市	小郡市	うきは市	朝倉市	朝倉郡	三井郡	三潁郡	八女郡
～ 18歳未満	48,645	8,631	8,523	4,208	9,859	4,183	7,102	5,186	2,723	2,571	3,252
18歳以上 ～ 65歳未満	160,056	28,846	28,344	16,192	30,802	13,254	23,543	15,984	7,966	7,145	10,325
65歳以上 ～	83,049	22,085	13,379	11,840	16,704	9,793	17,374	10,090	4,364	4,005	5,843
人口(計)	299,407	59,685	48,325	32,370	57,459	27,224	48,575	31,271	15,083	13,732	19,534

市町村名	朝倉郡		三井郡		三潁郡		八女郡		
	筑前町	東峰村	大刀洗町	大木町	広川町	廣川町	廣川町		
～ 18歳未満	5,186	4,945	241	2,723	2,723	2,571	2,571	3,252	3,252
18歳以上 ～ 65歳未満	15,084	15,201	783	7,966	7,966	7,145	7,145	10,325	10,325
65歳以上 ～	10,090	9,230	860	4,364	4,364	4,005	4,005	5,843	5,843
人口(計)	31,271	29,369	1,882	15,063	15,063	13,732	13,732	19,534	19,534

3 組織及び職員数

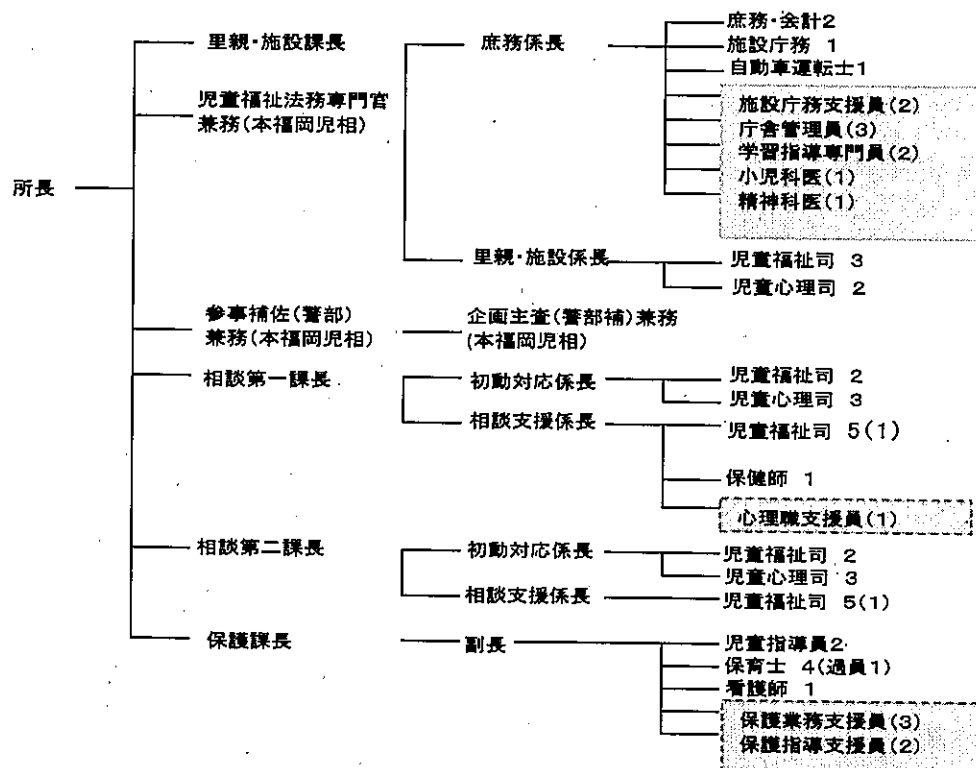
組織及び職員数

(1) 組織

里親・施設課(庶務係、里親施設係)、相談第一課(初動対応係、相談支援係)、相談第二課、保護課

(2) 職員数

48名(非常勤15名) * ()は非常勤職員 (欠員2)



※以下、令和元年度分データについては速報値

4 相談受付状況の推移

相談種別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
養護相談	979	1,081	1,079	1,242	1,236	1,353	1,411	1,669
(うち虐待相談)	188	228	243	477	623	673	773	904
心身障害相談	982	954	1,092	1,081	1,216	931	918	657
非行相談	103	114	97	101	98	87	55	59
育成相談	108	135	137	146	137	136	164	109
保健相談・その他	24	28	37	29	5	17	7	6
計	2,196	2,312	2,442	2,599	2,692	2,524	2,555	2,500

5 相談種別・市町村別相談件数の状況

	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	総計	%
	児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
久留米市	444	412	1	5	0	1	11	252	12	15	17	48	8	0	0	3	1,229	49.2%
朝倉市	45	59	0	2	0	1	1	42	0	2	1	8	0	1	0	0	162	6.5%
八女市	88	70	0	1	0	1	2	57	3	3	1	11	2	0	0	1	240	9.6%
筑後市	78	41	0	0	0	0	2	47	2	3	1	3	0	1	0	0	178	7.1%
大川市	32	17	0	0	0	0	0	14	1	1	0	4	0	0	0	0	69	2.8%
小郡市	62	42	0	2	0	0	2	68	3	2	0	6	1	1	0	0	189	7.6%
うきは市	36	26	0	2	0	0	0	20	2	0	0	2	0	0	0	0	88	3.5%
朝倉郡	54	36	0	1	0	0	3	30	2	0	3	5	0	0	0	1	135	5.4%
三井郡	25	30	0	1	0	0	0	25	2	0	0	3	0	0	0	0	86	3.4%
三潁郡	21	15	0	0	0	0	0	15	1	1	0	2	0	0	0	0	55	2.2%
八女郡	18	12	0	0	0	0	2	15	0	8	1	3	0	0	0	0	59	2.4%
管外	1	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0.4%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
総計	904	765	1	14	0	3	23	588	28	35	24	95	11	3	0	6	2,500	100%

6 児童虐待受付件数

①児童虐待相談受付件数の推移

虐待種別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
身体的虐待	69	55	82	120	142	136	165	195
性的虐待	11	9	7	4	10	4	5	6
心理的虐待	20	47	50	217	345	400	476	562
保護の怠慢・拒否	88	117	104	136	126	133	127	141
総計	188	228	243	477	623	673	773	904

②児童虐待対応件数の推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全国	73,802	88,931	103,260	122,575	133,778	159,850	193,780	集計中
北九州市	380	454	606	918	1,139	1,487	2110	
福岡市	415	547	563	976	1,292	1,908	2449	
県所管	906	951	1229	2300	3,084	3,513	4,652	
福岡県	1,701	1,952	2,398	4,194	5,515	6,908	9,211	
久留米児童相談所	188	182	252	431	655	639	798	

③児童虐待通告・相談の経路の推移(受付件数:久留米児童相談所)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
県福祉事務所	3	0	4	0	0	0	1	0
市福祉事務所	42	22	30	47	43	35	7	28
児童委員	1	0	0	0	0	3	0	1
県その他	0	0	0	0	0	0	0	1
市町村その他	8	41	15	6	21	19	33	39
保育所	4	3	9	2	4	3	10	15
児童福祉施設	2	2	6	2	0	3	2	0
警察等	24	49	59	250	403	429	546	561
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	2	0
保健所	2	0	0	0	0	0	0	2
医療機関	8	8	9	6	15	10	9	21
学校	20	28	24	40	26	19	31	26
幼稚園	0	2	1	1	0	0	0	0
教育委員会	5	4	3	3	4	7	2	1
家族・親族	16	25	20	25	19	17	29	30
近隣・知人	36	30	42	61	70	89	50	132
児童本人	3	6	0	5	3	5	1	5
その他	2	0	4	8	2	5	0	11
児童相談所	12	8	17	21	13	29	50	31
総計	188	228	243	477	623	673	773	904

7 一時保護及び施設入所措置の推移

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
一時保護	実人員	173	218	200	190	193	190	203	182
	延べ日数	2,927	3,211	3,742	4,047	3,661	3,267	4,032	3,106
	一日平均人員	8.0	8.8	10.2	11.1	10.0	9.0	11.0	8.5
	一人平均日数	16.9	14.7	18.7	21.3	19.0	17.2	19.9	17.1
一時保護委託	実人員	95	136	123	161	161	184	205	204
	延べ日数	908	2,502	2,091	3,122	3,818	4,014	6,317	3,256
施設入所		62	69	62	59	49	37	24	30
里親委託		12	4	6	11	4	8	6	8

久留米市要保護児童対策地域協議会

要保護・要支援児童家庭等の在宅支援サービス検討プロジェクト会議

1. 主旨

- (1) 児童虐待防止を目的とした要保護・要支援児童家庭等の在宅支援の現状と課題及び効果的な支援メニューの検討
- (2) 体罰をしない子育て/里親制度の効果的な周知・啓発方法の検討

●会議開催：①令和2年12月14日(月)

②令和3年1月25日(月)

③令和3年2月15日(月)

●構成機関：福岡県久留米児童相談所、NPO法人にじいろCAP、NPO法人ル・バトー、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、教育委員会学校教育課、協働推進部男女平等推進センター、子ども未来部子ども政策課、子ども未来部こども子育てサポートセンター

2. 要保護・要支援家庭等の在宅支援の現状と課題及び効果的な支援メニューの検討

(1) 現状・課題

- ・要保護・要支援家庭等のニーズに対応できるだけの人材の不足(ボランティアを含む)
- ・支援を拒否する方への介入が困難
- ・個人情報の問題があり、関係機関が連携した家庭支援が困難
- ・個別の事業だけでは対応できない場合もあるため、他機関や他制度との連携が必要

(2) 今後の取組の方向性

既存の子育て支援事業の充実や地域の支援力を活かし、関係機関・団体が連携した取り組みを行う。

(3) 具体的取組

①既存の子育て支援事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業等では、市民のニーズはあるが、対応するボランティアが不足している現状があることから、関係機関・団体と連携し、地域で活動できるボランティア等を増やすための取り組みを行う。

方法：各機関が実施している事業や研修会、広報誌の活用

ファミリー・サポート・センター事業と里親制度の併せた広報

②関係機関が連携した家庭支援

個人情報等の問題で、関係機関同士の連携が困難となり、支援が分断してしまうことから、本人了解のもと、関係機関同士が同伴訪問する等、丁寧につなぎ連携した支援を行っていく。

3. 体罰をしない子育て/里親制度の効果的な周知・啓発方法の検討

(1) 現状・課題

- ・子どもとの関わり方や子育てに負担感を抱えている保護者がいる
- ・地域住民の子育てや子育て世代に関する認識が不足している
- ・子ども自身が子どもの権利を学び、困りごとを自ら発信する力を育てることが必要
- ・里親に敷居の高さを感じている市民が多い
- ・里親の取り組みを社会全体で進める土壌づくりが必要
- ・相談窓口の存在を知らない人も多く、相談窓口の周知が必要
- ・家庭に電話がない等、困りごとを発信する手段がない子どももいる
- ・子どもだけでなく、保護者への寄り添いや支援が必要

(2) 今後の取組の方向性

- ・体罰をしない子育て等について、対象を分けた啓発を実施する。
- ・関係機関・団体の持つ研修会の場等を活用し、里親制度とファミリー・サポート・センター事業の啓発を併せて行う等、効率的・効果的な周知・啓発を実施する。
- ・相談窓口について、年齢層に応じた周知を行うとともに、児童・生徒が相談しやすい仕組みづくりについて検討を行う。

(3) 具体的取組

①体罰をしない子育て等に関する研修会の開催

児童・生徒、保護者、地域等の様々な対象に対して、虐待リスクを軽減させるために啓発の取り組みを行っていく。また、児童・生徒に相談先を周知するだけでは相談につながりにくい現状があることから、相談をする練習を取り入れる等の工夫を行う。

対象：児童・生徒、保護者、地域住民、要保護児童対策地域協議会の構成機関等

内容：体罰をしない子育て、子どもの権利 等

②里親制度の啓発

里親制度の市民の認知度は6割弱。里親の担い手が少なく、社会的養護が必要な児童の2割程度しか養育里親を利用できていない現状があることから、社会的気運を醸成するために、幅広い層への啓発を行うとともに、児童福祉や社会貢献等に関心のある層への啓発を行う。現在、久留米児童相談所中心の広報啓発に、要保護児童対策地域協議会構成機関（特に久留米市）が協力を行う。

方法：各機関が実施している事業や研修会、広報誌の活用

③相談窓口の周知

相談窓口の存在を知らない人が多く、若年世代は紙媒体のみでは周知ができてにくい等の現状があることから、年齢層に応じた周知方法の検討を行う。また、相談手段がなく相談したい時に相談が出来ない児童・生徒もいることから、相談しやすい方法の検討を行う。

方法：各機関が実施している事業や研修会、広報誌の活用等

SNSの活用等、児童・生徒が相談しやすい方法の検討

児童虐待事例検証報告書（概要） （平成30年12月発生 1歳児死亡事例）

令和3年5月

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例等検証部会

1 事例検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、平成30年12月1日にB市内で1歳4か月の男児が死亡した事例について原因等を分析し、今後取り組むべき課題や方策を検討することにより、再発防止策を福岡県に提言するもの。

2 事例の概要

B市の父（23歳）と母（23歳）は、平成30年11月に自宅で当時1歳4か月の三男（本児）に全治3週間のけがをさせた傷害の疑いで令和元年11月6日に逮捕された。

三男（本児）は、平成30年12月に肺感染症で死亡しているが、その際、全身に外傷があり、また、死亡時の体重は1歳4か月児平均の約10kgを下回っていた。

父母は、令和元年11月27日、生存に必要な保護をせずに三男（本児）を死亡させたとして、保護責任者遺棄致死の疑いで再逮捕され、令和元年12月19日、父は傷害罪及び保護責任者遺棄致で、母は保護責任者遺棄致死罪で起訴された。

3 事例における課題

(1) 家族関係、母の妊娠・出産に関する状況の把握

- B市は、母を特に養育支援が必要な特定妊婦と認識しているが、支援者である父や親族の状況等、養育環境の把握を行っていない。
- B市は、父について、関係機関から母へのDVの疑い等があることを聴いているが、夫婦の関係性の把握を行っていない。
- B市は、関係機関から、長男を置いて父母で外出していることを聴いているが、事実関係について調査をしておらず、虐待のリスク判断が適正になされていない。
- 福岡県A児童相談所（以下「児童相談所」という。）は、通告があった「長女の妊婦健診の受診勧奨」のみを行い、虐待リスクを判断するための家族全体のアセスメントを行っていない。

(2) 乳幼児健診未受診家庭に対する発育状況等の把握

- B市は、当家庭は養育力不足のため見守り支援が必要とされていたにもかかわらず、身長や体重など発育状況の確認をしていない。
- B市は、家庭訪問時に、家の中から三男（本児）と思われる泣き声がしていたが、帰宅した父の言葉を信じ、事実確認をしていない。
- B市は、健診未受診が続いていたにも関わらず、安全確認や家庭全体のアセスメントを行っておらず、虐待に対する適正なリスク判断がされていない。

(3) 要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）における連携体制、組織的対応、職員の専門性

- 要対協における健診未受診の背景にある家族の課題の把握、リスク判断等が不十分であったため、三男（本児）の安全確認について、具体的にどの機関が責任を持って行うのかが決められておらず、母が市に保育所入所を断って以降、安全確認が行われていない。
- 平成30年7月に三男（本児）を目視して以降、関係機関による家庭訪問等や市と児童相談所の情報共有はなく、要対協実務者会議は開催されていない。

(4) 児童相談所の危機意識の欠如

- 児童相談所は、子どもを置いて両親が外出しているとの通告や世帯を見かけていない旨の相談を受け、要対協実務者会議において、健診未受診や三男（本児）が目視できていない状況が続いているとの情報も得ている中、虐待リスクに対する危機意識の欠如から、他機関による見守りと位置づけ、自ら積極的な介入を行わず、また市に対する助言、指導が不十分であった。

4 再発防止に向けた提言

(1) 乳幼児健診未受診者に対する市町村の役割

- 市町村は、乳幼児健診未受診が続く場合、リスクが高いことを自覚し、持ち運び可能な身長・体重計を備えて置くなど、必ず身体の様子が測定できる体制を備えること。
- 市町村は、特に養育支援が必要な母親に対して支援を行う場合、世帯の状況を把握、整理するとともに、要対協を通じ関係機関と共有し、適切な支援に繋げること。
- 市町村は、在宅で保育園等に行っていない就学前の子どもについて、定期的な家庭訪問等により、安全確認を行うこと。

(2) 児童相談所と市町村との連携

- 児童相談所及び市町村は、乳幼児健診の未受診が続き、特に子どもが増えるにつれ未受診が顕著になる場合は、安否確認ができていないことに対する強い危機意識を持つこと。
- 児童相談所は、主となる支援機関が市町村であっても、「緊急度アセスメントシート」及び「子どもの安全確認チェックリスト」等により虐待のリスクを適正に判断し、権限行使を背景とした介入（一時保護等）に積極的に取り組むこと。
- 市町村が保護者の養育に関する調査等を適切に行ったうえで、児童相談所と役割分担して行う「乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール」（福岡ルール（仮称））を定め、これをモデルとし、児童相談所と市町村とが連携して安全確認に取り組むこと。

(3) 要対協の適切な運営と機能強化

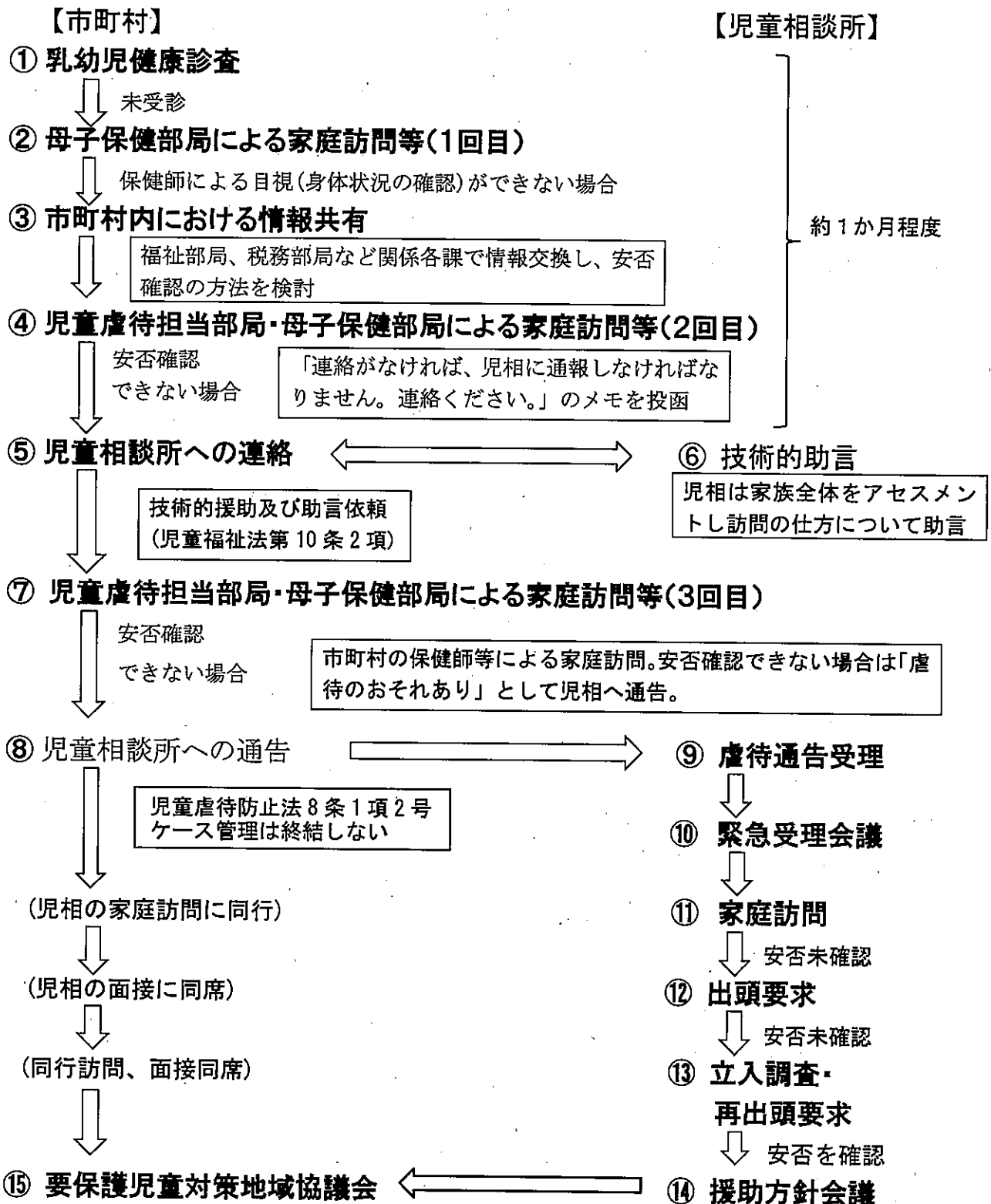
- 要対協においては、専任の調整担当者のもと、「緊急度アセスメントシート」及び「子どもの安全確認チェックリスト」を活用して家族全体をアセスメントするとともに、主たる支援機関や管理目標を定め、定期的に進行管理していくこと。
このため、県は、要対協に対し、以下に留意した研修を実施すること。
- ① 乳幼児健診未受診の背景にある家族全体の課題の把握、リスク判断を適切に行い、ケースに応じた管理を徹底する。
- ② 特に、養育状況の把握等が難しいケースでは、速やかに個別ケース検討会議を開催し、情報共有するとともに、民生委員等を活用したモニタリング体制を構築する。
- ③ 乳幼児健診未受診者の安全確認を行う際には、保健師等の専門家による目視と身長・体重の確認を徹底する。
- ④ 要対協の実務者会議においては、主たる支援機関や管理する目標の推移等が明示された資料により、進行管理を行う。

(4) 児童相談所職員及び市町村職員の専門性等の向上

- 児童相談所は、児童を虐待から守る専門機関として危機意識を強く持ち、要対協の全児童虐待ケースについて、家族全体のアセスメントを的確に行い助言指導し、状況に応じ、自ら安全確認を行うこと。
- 県は、現場での対応力を高めるため、検証事例を踏まえた研修や児童相談所職員と市町村職員の合同による乳幼児健診未受診者への対処方法に関する演習などを実施すること。
- 県は、市町村が整備に努めることされた「子ども家庭総合支援拠点」が早急に整備されるよう様々な機会を通じ市町村に働きかけること。

乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール 「福岡ルール（仮称）」

※太字は主担当機関を表している。



約1か月程度

児童相談所は、⑨虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑩から⑬)を行う。安否確認後、⑭援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑮要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。

緊急度アセスメントシート

市町村要対協用

児童氏名 _____
生年月日 _____

性別 男・女 _____
年齢 _____

(記入年月日 年 月 日)

①当事者が保護を求めている	<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が子どもの保護を求めている	緊急度 A 緊急介入 児相へ通告
YES ②当事者の訴える状況が差し迫っている	<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いがある <input type="checkbox"/> このままでは「何をすべきかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え等	
NO ③すでに虐待により重大な結果が生じている	<input type="checkbox"/> 性的虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 重度以上の外傷 <最重度> <input type="checkbox"/> 頭部外傷(慢性・急性硬膜下血腫、頭がい骨骨折など) <input type="checkbox"/> 腹部外傷(内臓損傷など) <input type="checkbox"/> 頭部、腹部以外の重篤な骨折、裂傷、打撲傷、眼球の外傷、熱湯や熱源による火傷・熱傷痕 <重度> <input type="checkbox"/> 治療を要するほどの骨折、火傷、顔面の外傷 <input type="checkbox"/> 慢性的なあざや傷痕(タバコ等) <input type="checkbox"/> 閉じ込められる、拘束されているような外傷 <input type="checkbox"/> 最重度のネグレクト <input type="checkbox"/> 脱水、栄養不足による衰弱がある <input type="checkbox"/> 低出生体重児や基礎疾患によらず、加療中か不明で、身長体重が標準から大きく外れている(乳幼児で体重の増加が見られない等) <input type="checkbox"/> 生命に関わる医療行為の拒否がある <input type="checkbox"/> 乳幼児を長時間、大人の監督もなく放置している	YES 緊急度 B 発生(再発)防止のための緊急支援 児童相談所と支援方針を至急協議
NO ④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為(頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、腹部攻撃等) <input type="checkbox"/> 中度の外傷 <input type="checkbox"/> 比較的軽度(医療機関受診を要しない程度)だが、保護者からの説明に合理性がない外傷(擦過傷、打撲傷、内出血など) <input type="checkbox"/> 重度のネグレクト <input type="checkbox"/> 電気やガス等のライフラインが止まっている。 <input type="checkbox"/> 保護者に慢性的な精神疾患があり、乳幼児の世話ができていない	
YES ⑤虐待が繰り返される可能性が高い	<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴 <input type="checkbox"/> 過去の介入(複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴) <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	YES 緊急度 C 集中的支援 市町村が主体となり集中支援
NO ⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている	<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安 <input type="checkbox"/> 面接場面での様子(無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを求める等) <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状(発育・発達の遅れ、腹痛等)	YES 緊急度 D 継続・総合的支援
NO ⑦保護者に虐待に繋がるリスク要因がある	<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否感情・態度 <input type="checkbox"/> 精神状態の問題(鬱的、出産ストレス、育児ノイローゼ等) <input type="checkbox"/> 性格的問題(衝動的、攻撃的、未熟性) <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 <input type="checkbox"/> 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない <input type="checkbox"/> 住所が頻繁に変わる <input type="checkbox"/> 昼間や夜間に長時間外に出されている <input type="checkbox"/> 極めて不衛生な環境にある	
NO ⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等(発達の遅れ、障害等) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、嘘をつく等) <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴(被虐待歴、愛されなかった思い等) <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題(意欲なし、知識不足、期待過剰等) <input type="checkbox"/> 家族状況(祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等) <input type="checkbox"/> 外傷が残るほどではない暴力がある <input type="checkbox"/> 「子どもを叩いてしまいそう」と保護者が訴えている <input type="checkbox"/> 子どもが過度にきょうだいの世話や家事を行っている(ヤングケアラー) <input type="checkbox"/> きょうだい間の差別的な取り扱いがある <input type="checkbox"/> 無視、暴言、乱暴な扱いなど保護者の不適切な関わりがある	YES YES YES

子どもの安全確認チェックリスト

児童氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	年齢	歳 月
所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・なし	身長	(成長曲線 cm SD)	体重	(SD)		
虐待者	実父・実母・継父・継母・その他()	虐待種別	身体的・ネグレクト・心理的・性的				

記入者	実施日	年 月 日	再実施日	年 月 日
-----	-----	-------	------	-------

子どもの安全確認において、虐待の状況や生活環境を評価するに当たって、本チェックリストの事項を確認すること。
 注！ 本リストはリスク把握の目安として活用し、アセスメントにおいては下記項目以外の情報も含めて判断すること。
 ○ 各項目の概要欄について、「該当」、「やや該当」、「非該当」、「不明」のいずれかに○印を記入する。(★印は重要項目)
 ○ 記入者の評価が保護者の発言と異なる場合は、記入者の評価とともに保護者の発言に△印を記入し、特記事項に理由を記載すること。
 ○ 3歳未満の児童については、リスクを高めに考える必要がある。
 ○ 不明項目が多い場合は評価を保留し、調査を実施。なお、調査に応じないための「不明」はハイリスクとして把握。

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
虐待の状況	★虐待の継続性・頻度	虐待が継続的に発生している			
	★子どもに対する虐待歴	過去に子どもへの虐待歴がある			
	★子どもを未確認	子どもの目視による安全確認がなされていない			
	★きょうだい児への虐待	過去にきょうだい児への虐待歴がある			
	特記事項				

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
子どもの状態・特性	身体的状態	介助が必要な障がい・持病、発達障がいの診断がある			
	★成長・発達	身長体重が標準から大きく外れている(必ず体重を測定し確認すること)			
	精神的・心理的状态	無表情、凍りついた凝視、緊張が高い			
	対人関係	愛着関係の脆弱さ、反抗的態度、子どもらしさの欠如がある			
	問題行動	乱暴・暴言や、自傷行為、窃盗・虚言などの問題行動がある			
	★意思・気持ち	保護者を怖がる、家に帰らたがらない			
	保護者への態度	不自然な保護者への密着、保護者と視線が合わない			
	★性への高い関心	年齢不相当な性的関心・言動、性的逸脱行為がある			
特記事項					

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
主たる虐待者	身体・知的状況	慢性疾患など身体的疾患、知的障がいがある			
	★精神的・心理的状态	精神的な問題で診断・治療歴がある			
	性格的問題	社会的なトラブル、性格的偏りがある			
	★アルコール・薬物	アルコール・薬物依存がある			
	被虐待歴等	被虐待歴、施設入所歴がある			
	子どもへの感情・態度	子どもへの拒否感がある、関心がない、接し方が分からない			
	虐待者の背景	虐待者の生育歴において、度重なる養育者の変更があった			
	★虐待者の様子	子どもが受けた外傷と保護者の説明につじつまが合わない			
特記事項					

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
養育状況	★虐待の自覚	虐待行為の否定、自覚・問題意識がない			
	養育意欲・能力不足	意欲・能力が低い、未熟(長時間の外出や安全面への無配慮含む)			
	養育知識	知識の不足(若年親含む)、知識の偏りがある、理解力の不足			
	子どもへのケア	衣食住の監護なく劣悪な状態、または必要なケアをしない			
	特記事項				

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
同居者	★同調的態度	虐待者に同調し、子どもを責める			
	傍観的態度	虐待者から子どもを守る行動をとらない、無干渉			
	逃避的態度	問題と向き合わない、不在がちである			
	特記事項				

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
家庭環境	社会的サポート	社会的に孤立しており、外部からのサポートが得られない			
	子どもを守る人	日常的に子どもを危険から守る人や逃げ場がない			
	親族関係	支援できる親族がいない			
	夫婦関係	夫婦間に不和・DVがある、ひとり親家庭である、再婚で連れ子がいる			
	経済問題	借金、生活苦、失業など経済状況が著しく不安定である			
	生活環境	著しく不衛生な住環境、又は不自然な転居歴がある、多子世帯である			
特記事項					

項目	概要	該当	やや該当	非該当	不明
関係性	★協力的態度	調査に拒否的・関係機関の関わりを拒否し、非協力的である			
	援助効果	調整・改善を期待できない、実効性がない			
	特記事項				

子どもの安全確認チェックリスト 記入上の留意点

項目	留意点
虐待の状況	★虐待の継続性・頻度 該当：毎日又は毎週のように虐待が発生している やや該当：該当よりも頻度が低い場合（毎月、数か月に1回等） 非該当：過去、半年から1年に亘って虐待が認められない場合
	★子どもに対する虐待歴 関係機関における情報全てにおいて虐待の経過があるかどうか確認する。 時期等情報があれば特記事項へ記入すること。
	★子どもを未確認 関係機関を含め、子どもの安全確認がなされているか否かを確認する。 確認した時期が分かっている場合は時期を特記事項へ記入すること。また、長期の不登校・引きこもりの場合についても、子どもに会えていなければ該当とする。
	★きょうだいへの虐待 きょうだいへの虐待歴があるかどうかを確認する。 情報があれば特記事項へ記入すること。
子どもの状態・特性	身体的状態 該当：障がい、持病の情報がある、あるいは発達障がいの診断が出ている場合 やや該当：確かな情報はないが、その疑いがある場合
	★成長・発達 該当：小学生以上の児童で成長曲線-2SD以上の場合、 乳幼児で体重の増加が見られない、あるいは減少している場合 不明：乳幼児健診未受診のため不明の場合は、特にハイリスクとして把握すること。
	精神的・心理的状态 該当の場合は特記事項に記入すること。
	対人関係 該当の場合は特記事項に記入すること。
	問題行動 該当の場合は特記事項に記入すること。
	★意思・気持ち 該当の場合は特記事項に記入すること。
	保護者への態度 該当の場合は特記事項に記入すること。
★性への高い関心 該当：疑いがある場合でも該当とする。	
主たる虐待者	身体・知的状況 該当の場合は特記事項に記入すること。
	★精神的・心理的状态 該当：診断、通院等の客観的な情報がある場合 やや該当：確かな情報はないが、疑いがある場合
	性格的問題 該当：過去に関係機関や他者と揉めた等の情報がある。 やや該当：トラブル情報はないが、性格的偏りが疑われる場合
	★アルコール・薬物 該当の場合は、状態を特記事項に記入すること。
	被虐待歴等 該当の場合は、情報を特記事項に記入すること。
	子どもへの感情・態度 該当：虐待者自らが子どもへの拒否感・無関心を発言、行動で示し一貫している場合 やや該当：状況によりむらがある場合
	虐待者の背景 該当：虐待者の生育歴の中で、養育者の入院・家出・蒸発・別居・離婚等により養育者が度々変更している場合 やや該当：一度でも養育者の変更があった場合 ★虐待者の様子 該当：虐待についてつじつまの合わない、あるいは明らかな虚偽の説明をする場合も含める
養育状況	★虐待の自覚 該当：虐待行為を否定する、又は自覚や問題意識がない。
	養育意欲・能力不足 やや該当：意欲、能力に問題はなさそうだが、安全面への配慮不足がある。
	養育知識 該当：子育てについて、一般常識からかけ離れたこだわりがある場合も含む。
	子どもへのケア 該当：劣悪な衣食住の状態にある。または必要なケア（医療等）をしない場合 やや該当：確かな情報はないが、衣服が汚れている等疑いがある場合
同居者	★同調的態度
	傍観的態度
	逃避的態度
家庭環境	社会的サポート 該当：外部から全くサポートが得られていない状況にある場合 やや該当：時々外部からのサポート受けている場合
	子どもを守る人 該当：日常的に子どもを危険から守る人や逃げ場はあるが、実質的に支援につながない場合も含む。
	親族関係 該当：支援できる親族がいるが、関係が悪く、実質的な支援につながない場合も含む。
	夫婦関係 該当の場合、夫婦関係を特記事項に記入すること。
	経済問題 該当：現状として、経済状況が著しく不安定な状況にある。 やや該当：今後、経済状況が不安定な状況に陥りそうな情報がある。
	生活環境 該当の場合は、生活環境について特記事項に記入すること。
関係性	★協力的態度 やや該当：特定の関係機関とのみ関わる場合
	援助効果 該当：過度に依存的で、自ら解決しようとならない場合も含む。 やや該当：解決しようと試みるが、持続性がない場合